

事 務 連 絡
平成 24 年 12 月 26 日

愛媛県社会保険労務士会 会長 様

松山西年金事務所長

健康保険・厚生年金保険適用関係届書にかかる各種決定通知書等
の送付について

平素より、日本年金機構事業の推進にご協力とご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険・厚生年金適用関係届書の処理後に出力される各種決定（確認）通知書等の送付については、平成 24 年 3 月 9 日付事務連絡『健康保険・厚生年金保険適用関係届書にかかる各種決定通知書等の送付について』にて貴会会員の皆様に周知いただいているところです。

平成 24 年 10 月より『事務センター業務の外部委託化』に伴い、各種届書の処理にあたっては、より細分化・外注化されております。（同日に年金事務所等に提出された届書であっても、入力処理の外注先が異なってきます。）

また、各種決定（確認）通知書の送付にあたっては、全て外部委託にて対応となっております。

これらのことから、各種決定（確認）通知書の送付を『受託社会保険労務士あて』に行う必要がある場合は、必ず、届書毎に、送付先住所・社会保険労務士名・社会保険労務士コードを記入した返信用封筒の添付をお願いします。届書毎の返信用封筒がない場合は、オンライン登録住所（事業主）あての送付となりますのでご注意ください。

上記については、先日（平成 24 年 12 月 11 日）の社会保険労務士会との連絡会議にてご説明しているところですが、あらためまして文書にてご連絡いたします。貴会会員の皆様に、再度の周知を宜しくお願いいたします。

